

後期高齢者医療保険料額決定通知書と 被保険者証を7月中旬に送付します

新しい被保険者証が届きます

8月1日から新しい被保険者証を使用してください

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月中旬に新しい被保険者証を送付します。

窓口での一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の令和元年中の所得により算出された、令和2年度の住民税課税所得額と令和元年中の収入額をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更される場合があります。

限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)が更新されます

も区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代などについても減額されます。

世帯員全員が住民税非課税の方で、減額認定証が未申請の場合は、申請してください。

限度額適用認定証(限度額認定証)が更新されます

「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱに該当している方は、限度額適用認定証」を医療機関などの窓口で提示することで、医療機関ごとに1カ月間の自己負担額が外来・入院とも区分に応じた限度額までとなります。入院などで自己負担額が限度額を超える場合は、限度額認定証が必要となりますので、申請してください。

※減額認定証・限度額認定証をお持ちの方で、8月以降も引き続き対象となる方には、被保険者証と一緒に送付します。各認定証の詳しい内容は、被保険者証と一緒に送付する「後期高齢者医療制度の概要」をご覧ください。

保険料について

後期高齢者医療制度では、被保険者お一人お一人に保険料をお支払いいただきます。後期高齢者医療保険料額決定通知書は7月中旬に送付します。

令和2年度 保険料の計算方法(2年ごとに見直されます)

$$\text{①+②} = \text{①均等割額} + \text{②所得割額}$$

$$\text{保険料額(年額)} = 51,371\text{円} + \frac{\text{保険料額(年額)} \times \text{最高限度額(64万円)}}{\text{総所得金額等} - 33\text{万円}} \times \text{所得割率} 10.49\%$$

※総所得金額等とは、収入額から控除額を引いた金額です(ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除額(社会保険料控除額、扶養控除額等)は含みません)。

問い合わせ 医療保険課 ☎552・7103

- ① 年金からのお支払い(特別徴収)
- ② 口座振替や納付書でのお支払い(普通徴収)

7月から翌年3月まで毎月納付いただきます。年金の受給額が年額18万円未満の方や、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が対象となる年金受給額の2分の1を超える方などが対象です。

被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった方は、所得割がからず、後期高齢者医療制度の被保険者となつてから2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減され、保険料額(年額)は2万5685円となります。なお、制度に加入する前日に国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

※均等割額の軽減(7割軽減、7.75割軽減)に該当する方は、それぞれの軽減割合が適用されます。所得の低い方の軽減令和元年中の所得に応じて令和2年度の保険料が軽減されます。

均等割額の軽減		軽減割合(軽減後の均等割額:年額)
総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準額以下の世帯		7割(15,411円)
基礎控除額(33万円)	世帯内の被保険者全員の所得(公的年金等控除額は80万円として計算する)が0円	7.75割(11,558円)※1
	上記以外	5割(25,685円)
基礎控除額(33万円)+28.5万円(※2)×被保険者数		2割(41,096円)
基礎控除額(33万円)+52万円(※3)×被保険者数		

※1 本来は7割軽減ですが、特例措置により7.75割軽減となります。
 ※2 令和元年度の28万円から拡充されました。
 ※3 令和元年度の51万円から拡充されました。
 (注) 65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します(年金特別控除)。

国民年金保険料の納付免除・納付猶予の申請を

7月1日(水)から受け付けます

問い合わせ 医療保険課 ☎552・7103

納付猶予制度

50歳未満の方(学生を除く)で本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合などに、申請により保険料の納付が猶予されます。

納付免除制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合などの理由で、保険料を納めるのが困難な場合、申請により保険料の納付が全額または一部免除となります。

令和2年度の国民年金保険料の「納付免除」および「納付猶予」申請を7月1日(水)から受け付けます。保険料の納付免除などを希望される方は、医療保険課または各支所で申請の手続きをしてください。

令和2年度の国民年金保険料の「納付免除」および「納付猶予」申請を7月1日(水)から受け付けます。保険料の納付免除などを希望される方は、医療保険課または各支所で申請の手続きをしてください。

免除を受けずに保険料が未納のままになっていると、障害年金などを受け取れない場合や、失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、お早めにご相談ください。

免除を受けずに保険料が未納のままになっていると、障害年金などを受け取れない場合や、失業などの特例免除が受けられない場合がありますので、お早めにご相談ください。

では、免除の区分(全額・一部・納付猶予)により異なります。また、所得基準を超えていても、災害・失業などの理由によって免除される場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

では、免除の区分(全額・一部・納付猶予)により異なります。また、所得基準を超えていても、災害・失業などの理由によって免除される場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

税務課からのお知らせ ☎552・6627

国民健康保険税の納期内での納付をお願いします

国民健康保険税通知書を7月中旬に発送します。
 納期限 1期 7月31日(金)、2期 8月31日(金)、3期 9月30日(水)、4期 11月2日(月)、5期 11月30日(月)、6期 12月25日(金)、7期 令和3年2月1日(月)、8期 令和3年3月1日(月)

市税・国民健康保険税の時間外納税相談を行います

市税や国民健康保険税を納期限内に納めることができず、納税相談をしたいが仕事などで市役所の開庁時間内に行くことが難しい方は、ぜひこの機会をご利用ください。
 とき 7月21日(火) 17時15分~20時
 ところ 税務課(本庁舎1階)

問い合わせ 長寿福祉課 ☎552・6928

65歳以上の方に本年度の介護保険料額決定通知書を7月中旬に送付します

介護保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

保険料について

保険料の納め方は2通りです

①基本は年金からの天引き
②口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】

介護保険料は4月からすでに仮徴収を開始しています。今回の通知書は、令和2年度の年間保険料額やこれからの納付方法のお知らせです。

介護保険料は4月からすでに仮徴収を開始しています。

介護保険料は4月からすでに仮徴収を開始しています。

介護保険料は4月からすでに仮徴収を開始しています。

介護保険料は4月からすでに仮徴収を開始しています。

介護保険料は4月からすでに仮徴収を開始しています。

介護保険料は4月からすでに仮徴収を開始しています。

介護保険料は4月からすでに仮徴収を開始しています。

介護保険料は4月からすでに仮徴収を開始しています。

介護保険料は4月からすでに仮徴収を開始しています。

介護保険料は4月からすでに仮徴収を開始しています。

介護保険料は4月からすでに仮徴収を開始しています。

介護保険料は4月からすでに仮徴収を開始しています。

介護保険料は4月からすでに仮徴収を開始しています。

問い合わせ 商工観光課 ☎552・6907

丹波篠山観光まちづくり戦略(案)に対する意見を募集します

丹波篠山観光まちづくり戦略について

丹波篠山市は、京阪神の大都市圏からも近く、美しい自然と丹波黒大豆など豊かな農作物に恵まれています。そして昔ながらの農村風景や城下町の町並みが残り、観光資源・歴史・文化・自然が豊富な田園文化都市でもあります。

また、丹波篠山デカンショ節・民謡に乗せて歌い継ぐふるさとの記憶、「きつと恋する六古窯・日本生まれ日本育ちのやきもの産地」が「日本遺産」に認定され、「ユネスコ創造都市ネットワーク」のクラフト&フォークアート部門にも加盟するなど、徐々に観光客も増加してきています。

日本政府観光局によると、平成30年の訪日外国人旅行者数は約3119万人に達し、6年連続で過去最高を更新しています。これら観光産業の時代背景の大きな変化からも、市としての観光振興のあり方や指針を新たに定め、時代背景に合った方向性を示すことが重要です。

そこで、市の観光資源を生かし、多くの観光客が丹波篠山市に来て、喜んでいただけるような観光まちづくりをめざすために、「丹波篠山観光まちづくり戦略」を策定します。

意見を提出するには

(案)の閲覧場所 商工観光課、各支所、市ホームページ

募集期限 7月10日(金)

提出資格 市内在住・在勤・在学、活動や事業を営む方、当案に利害関係のある方

提出方法 任意の様式に意見および住所・氏名を記入の上、郵送、FAX ☎552・2090 またはメール (kanko_div@city.sasayama.hyogo.jp) で商工観光課まで提出



問い合わせ 長寿福祉課 ☎552・5346

日ごろの善行を讃え5個人、2団体を表彰 令和2年度丹波篠山市善行者表彰式

6月1日、日ごろから地域づくりや社会福祉の向上など、各分野で善行のあった個人・団体を表彰する「令和2年度丹波篠山市善行者表彰式」を、丹波篠山市市民センターで行いました。受賞された方々は次のとおりです(敬称略)。

個人

平野節子(西吹) 西吹内のごみステーションの鍵

管理およびごみの分別、ごみ収集後の清掃を行うなど、環境美化に努められ、住みよい地域づくりに貢献

吉田浩明(大野) 児童の通学路において危険な横断箇所を立ち、児童が安全に渡れるよう通学指導を行うなど、安全安心な地域づくりに貢献

清水充(今田町下小野原) 清見守り隊員として、児童の登校に付き添い、児童が安全に通学できるように通学指導を行う

藤田保(今田町下小野原) 清見守り隊員として、児童の登校に付き添い、児童が安全に通学できるように通学指導を行う

吉田浩明(大野) 児童の通学路において危険な横断箇所を立ち、児童が安全に渡れるよう通学指導を行うなど、安全安心な地域づくりに貢献

清水充(今田町下小野原) 清見守り隊員として、児童の登校に付き添い、児童が安全に通学できるように通学指導を行う

藤田保(今田町下小野原) 清見守り隊員として、児童の登校に付き添い、児童が安全に通学できるように通学指導を行う

吉田浩明(大野) 児童の通学路において危険な横断箇所を立ち、児童が安全に渡れるよう通学指導を行うなど、安全安心な地域づくりに貢献

清水充(今田町下小野原) 清見守り隊員として、児童の登校に付き添い、児童が安全に通学できるように通学指導を行う

藤田保(今田町下小野原) 清見守り隊員として、児童の登校に付き添い、児童が安全に通学できるように通学指導を行う

吉田浩明(大野) 児童の通学路において危険な横断箇所を立ち、児童が安全に渡れるよう通学指導を行うなど、安全安心な地域づくりに貢献

清水充(今田町下小野原) 清見守り隊員として、児童の登校に付き添い、児童が安全に通学できるように通学指導を行う

藤田保(今田町下小野原) 清見守り隊員として、児童の登校に付き添い、児童が安全に通学できるように通学指導を行う

吉田浩明(大野) 児童の通学路において危険な横断箇所を立ち、児童が安全に渡れるよう通学指導を行うなど、安全安心な地域づくりに貢献

清水充(今田町下小野原) 清見守り隊員として、児童の登校に付き添い、児童が安全に通学できるように通学指導を行う

藤田保(今田町下小野原) 清見守り隊員として、児童の登校に付き添い、児童が安全に通学できるように通学指導を行う

育成に貢献

小島新一郎(般若寺) 般若寺公民館周辺の樹木のせん定や植栽の維持管理を行うなど環境美化に努められ、住みよい地域づくりに貢献

傾聴ボランティアグループ「プラビット」 話し相手のボランティアとして、高齢者の健康を支援し、安心して暮らし続けられる地域づくりに貢献

般若寺老人会 般若寺内の道路や河川堤防の不法投棄物の収集、花壇や植栽の維持管理を行うなど、環境美化に努められ、住みよい地域づくりに貢献

傾聴ボランティアグループ「プラビット」 話し相手のボランティアとして、高齢者の健康を支援し、安心して暮らし続けられる地域づくりに貢献

般若寺老人会 般若寺内の道路や河川堤防の不法投棄物の収集、花壇や植栽の維持管理を行うなど、環境美化に努められ、住みよい地域づくりに貢献

傾聴ボランティアグループ「プラビット」 話し相手のボランティアとして、高齢者の健康を支援し、安心して暮らし続けられる地域づくりに貢献

般若寺老人会 般若寺内の道路や河川堤防の不法投棄物の収集、花壇や植栽の維持管理を行うなど、環境美化に努められ、住みよい地域づくりに貢献

傾聴ボランティアグループ「プラビット」 話し相手のボランティアとして、高齢者の健康を支援し、安心して暮らし続けられる地域づくりに貢献

般若寺老人会 般若寺内の道路や河川堤防の不法投棄物の収集、花壇や植栽の維持管理を行うなど、環境美化に努められ、住みよい地域づくりに貢献

傾聴ボランティアグループ「プラビット」 話し相手のボランティアとして、高齢者の健康を支援し、安心して暮らし続けられる地域づくりに貢献

般若寺老人会 般若寺内の道路や河川堤防の不法投棄物の収集、花壇や植栽の維持管理を行うなど、環境美化に努められ、住みよい地域づくりに貢献

傾聴ボランティアグループ「プラビット」 話し相手のボランティアとして、高齢者の健康を支援し、安心して暮らし続けられる地域づくりに貢献

般若寺老人会 般若寺内の道路や河川堤防の不法投棄物の収集、花壇や植栽の維持管理を行うなど、環境美化に努められ、住みよい地域づくりに貢献

傾聴ボランティアグループ「プラビット」 話し相手のボランティアとして、高齢者の健康を支援し、安心して暮らし続けられる地域づくりに貢献

般若寺老人会 般若寺内の道路や河川堤防の不法投棄物の収集、花壇や植栽の維持管理を行うなど、環境美化に努められ、住みよい地域づくりに貢献

傾聴ボランティアグループ「プラビット」 話し相手のボランティアとして、高齢者の健康を支援し、安心して暮らし続けられる地域づくりに貢献

般若寺老人会 般若寺内の道路や河川堤防の不法投棄物の収集、花壇や植栽の維持管理を行うなど、環境美化に努められ、住みよい地域づくりに貢献

問い合わせ 予防課 ☎594・1118

危険物取扱者試験

とき 9月13日(日)

※姫路市試験会場は9月20日(日)

※篠山産業高等学校ほか県下6会場

種類 甲種、乙種全類、丙種

申請期間 郵送・持参 7月31日(金)~8月13日(木)、電子申請 7月28日(火)9時~8月10日(月)17時

※郵送は申請最終日消印有効。

※持参は土・日・祝日を除く9時~17時。

申請場所 (一財)消防試験研究センター兵庫県支部

申請方法 郵送または持参および電子申請

※詳細は(一財)消防試験研究センターのホームページをご覧ください。

※消防本部では受け付けていません。

願書の配布 丹波篠山市消防本部、県下各消防本部

危険物取扱者試験に伴う勉強会(乙種第4類) とき 8月25日(火)~27日(木)3日間受講

※詳細は予防課までお問い合わせください。

防火管理者資格取得講習 とき 8月25日(火)・26日(水)9時50分~16時50分(2日間受講)

※講習区分 甲種の新規講習

定員 40人

費用 37200円(テキスト代)

申込期間 7月20日(月)~8月7日(金)

8時30分~17時 ※土、日を除く。

申し込み方法 消防本部予防課予防係に持参

※郵送は不可。

その他 受講申込書には受講者の写真(縦4センチ・横3センチ)が1枚必要です。



体長 雄：約56~63mm、雌：58~71mm
分布：北海道から九州

ふるさとの貴重な動植物 エゾトンボ(エゾトンボ科)

国内では九州まで分布するエゾトンボ属の一種。胸部は金属緑色で美しい。篠山にはエゾトンボの仲間はほかにタカネトンボ、ごくまれにハネビロエゾトンボが生息する。

平地から丘陵地にかけての樹林に囲まれた湿地や休耕田に生息し、7月中旬から8月に多い。もともと産地が限定されていたが、近年さらに減少傾向の府県が増えている。

丹波篠山自然塾・むしクラブ代表 大塚剛二さんの協力